志摩市オープンデータの推進に関するガイドライン

平成28年4月1日制定

本ガイドラインは、国における公共データの活用促進のための基本戦略として策定された「電子行政オープンデータ戦略(平成24年7月4日: I T戦略本部決定)」や、I T・情報資源の利活用により未来を創造する国家ビジョンとして策定された「世界最先端 I T国家創造宣言(平成25年6月14日: 閣議決定)」等を踏まえ、本市においても、市民生活における利便性の向上、市民・企業との協働、社会経済における新たなイノベーションが創出される社会の実現に向けて、オープンデータの推進に向けた基本的な考え方や取組の方向性について示すものである。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の国における検討や関連技術の進展等を踏まえて、 随時改訂していくものとする。

- 1 第1章 オープンデータの推進に関する基本的な考え方
- 1. オープンデータの定義

「オープンデータ」とは、「二次利用が可能な利用ルールで公開」された「機械判読に適したデータ形式」のデータである。

(1) オープンデータの活用を促進する意義・目的

行政の透明性・信頼性の向上

公共データが二次利用可能な形で提供されることにより、市民自ら又は民間のサービスを通じて、本市の施策等に関して十分な分析・判断を行うことが可能になる。 これにより、さらなる行政の透明性や信頼性を高めることが可能となる。

(2) 市民参加、市民・企業等との協働の推進

オープンデータの活用が進展し、市民や企業等と情報共有が図られることで、本市における地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に向けて、市民や企業等からのアイデアを得ることが期待でき、オープンデータを活用した様々なサービスを通じて市民が行政に関心を持ち、さらなる参加・協働につながる。

(3) 地域経済の活性化

本市が保有するデータを営利目的も含めて二次利用を認めるものであり、これに伴い新たなサービスやビジネスの創出が期待でき、本市経済の活性化に寄与する。 行政における業務の高度化・効率化。

本市の施策決定等において公共データを効果的に用いて分析することで業務の高度化

が図られるとともに、庁内におけるデータ利用に関する手続きの簡略化やデータ加工の 作業が容易になり業務の効率化が図られる。

2 第2章 オープンデータの推進に向けた取組の方向性

1. 対象とするデータ範囲

原則として本市のウェブサイトにおいて公開している情報を対象とする。

また、個人情報等で個人などの権利侵害に繋がる恐れがある情報や、個別法令で利用に制約がある等の理由により二次利用が認められない情報は対象外とする。

- (1) 積極的にオープンデータ化する情報
 - ア 防災・減災情報、地理空間情報、統計情報
 - イ 市民・事業者等からの利用ニーズや問合せが多い情報
 - ウ 本市の主要施策に関する情報や、積極的に広報を行う必要のある情報

(2) 公開データの拡大

本市のウェブサイトにおいて公開していない情報であっても、利用ニーズやその効果が認められるもので、公開しないことに具体的かつ合理的な理由がない場合は、原則として本市のウェブサイトに公開するとともにオープンデータとして公開していくものとする。

2. オープンデータ公開の基本的なルール

(1) 二次利用を可能とする利用ルールの設定

オープンデータとして公開する情報は、原則として二次利用を認めることとする。二次利用が可能であることを分かりやすく表示するため、「クリエイティブ・コモンズ ライセンス」を活用し、その中でも可能な限り「CC-BY※1」による公開を検討する。

また、第三者の権利が含まれているデータや、個別法令による制約がある等の理由により商業利用や改変が認められない場合は、その旨をあわせて明示することとする。なお、数値データ、簡単な表・グラフ等の著作権の保護対象外である情報については二次利用の制限が無いことを明示する。

※1 原作者のクレジット(氏名、作品タイトル等)を表示すれば、複製、翻訳、公衆送信等の改変や、営利目的での利用も可能である。CC ライセンスの中で最も自由度が高いライセンス。

(2) 機械判読に適したデータ形式での公開

オープンデータ化するデータについては、可能な限り特定のアプリケーションに依存しないデータ形式(CSV※2 等)での公開を行う。なお、将来的に他のデータとの横断検索等が容易となる高度な利用が可能なデータ形式(RDF※3 等)での公開についても検討し、拡大していくものとする。

また、データの構造については、国において用語やその定義の標準化の取組が進められていることから、その状況を踏まえて対応を検討する。

- (3) 第三者が著作権等の権利を有する情報を含むデータの取り扱い 本市が保有するデータの中には、外部に委託した業務の成果物や、市民・事業者 等から提供された情報もあるため、第三者が著作権その他の権利を有している 情報については、当該データの二次利用を認めることができるよう、当該第三者 との間で可能な限り合意を得るよう事前に調整を行うものとする。
- (4) 二次利用のために必要な情報及び免責事項等の表示 本市はオープンデータを公開する上で、情報の時点、作成日、内容など二次利用 のために必要な情報を可能な限り提供する。また、利用に当たっての注意事項 や、データを利用したことにより損害を生じた場合等、本市はその責を負わない 旨を記載した利用規約についても掲示する。

3. 利活用の取組の方向性

オープンデータの利活用を促進していくことは、市民生活の向上につながるなど、本市にとって有益な効果をもたらす重要な取組と考える。このため本市では、利活用に関し積極的に検討を行うほか、民間が行う利活用の取組についても、その趣旨及び内容を検討したうえで連携・協働して推進する。

※2 Comma-Separated Values の略。項目をカンマ「、」で区切ったテキストデータおよびテキストファイル。シンプルな構成と汎用性の高さが特徴で、様々なアプリケーションで開くことができる。

※3 Resource Description Framework の略。特にメタデータ(データの意味について記述したデータ)を 記述することを目的としており、コンピュータが扱う情報の分類や検索等の自動化・効率化を図ることが できる。